

答申第 784 号

諮問第 1321 号

件名：行政文書開示請求について等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「自然環境課に対する開示請求 H26 年度 開示請求人との面談記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 9 月 17 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 1 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る文書の全部を対象とする開示がなされていないというものである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年 5 月 21 日及び同年 8 月 8 日に行った行政文書開示請求者と愛知県環境部自然環境課（以下「自然環境課」という。）職員との面談の報告書（以下「報告書」という。）及び同年 5 月 21 日付けの報告書に添付されていた同日付け行政文書開示請求書である。

報告書には、日時、来庁者氏名、応接者氏名、件名、要旨・措置等が記載されており、行政文書開示請求書には、開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項、開示の実施の方法等が記載されている。このうち不開示とした部分は、個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号（以下「個人の氏名等」という。）である。

#### (2) 本件行政文書の特定について

本件開示請求の内容は、「自然環境課に対する開示請求 H26 年度 開示請求人との面談記録」である。よって、本件請求対象文書は、平成 26 年 4 月 1 日から本件開示請求があった同年 9 月 17 日までの間に自然環境課が作成又は取得した行政文書又は自己情報の開示請求者との面談記録であると解した。

異議申立人は、異議申立書において「開示請求に係る文書の全部を対象とする開示がなされていない。」と主張する。確かに開示請求者との面談は、平成 26 年 5 月 21 日及び同年 8 月 8 日の 2 回の他にもあったものの、面談内容が開示請求及び取下げといった事項ではなく、開示請求に至る経緯、私見や個人的話題等の内容であったため、上司に口頭で報告を行っており、面談記録を作成していない。また、本件行政文書に係る開示請求者以外の開示請求者との面談記録は作成又は取得していない。

以上のことから、本件行政文書以外に請求対象文書は存在しないので、文書の特定に誤りはない。

### (3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

異議申立人は、異議申立書において、「開示請求に係る文書の全部を対象とする開示がなされていない。」と記載していることから、個人の氏名等の条例第 7 条第 2 号該当性については、異議申立ての対象となっていないと解されるが、念のため、個人の氏名等の同号該当性についても、以下説明する。

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、個人の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等における個人は公務員等ではないため、個人の氏名等は、同号ただし書ハにも該当しない。さらに個人の氏名等が同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

したがって、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件開示請求に対し、実施機関は、前記 3(2)で述べた理由により、本件行政文書を特定したとのことである。

そして、実施機関は、前記 3(3)のとおり、本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象となっていないと解釈したとのことである。この実施機関の解釈については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答がなかったことからすれば、実施機関の解釈に誤りはないものと認められる。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関によると、開示請求者との面談は、平成 26 年 5 月 21 日及び同年 8 月 8 日の 2 回の他にもあったものの、面談内容が開示請求及び開示請求の取下げといった事項ではなく、開示請求に至る経緯、私見や個人的話題等の内容であったため、上司に口頭で報告を行い、その面談記録を作成しておらず、また、本件行政文書に係る開示請求者以外の開示請求者との面談記録は、平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 17 日までの間において作成又は取得していないとのことである。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、平成 26 年 5 月 21 日分については、当日に請求がなされた行政文書開示請求書の写しとともに、面談をした際の開示請求者の主張及び自然環境課の職員からの回答が記載され、同年 8 月 8 日分については、開示請求者が行政文書開示請求を取り下げたこと及び開示請求者の主張が記載されていることが認められた。

そして、これら以外の開示請求者との面談については、口頭で上司に報告していたとすれば、その記録を作成していないとしても不自然とはいえない。また、他に本件行政文書以外の請求対象文書が存在するとうかがわれる事情を推認することはできない。

イ 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 平成 26 年 5 月 21 日付け報告「行政文書開示請求について」
- 平成 26 年 8 月 8 日付け報告「行政文書開示請求について（取り下げ）」

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.10.28	諮問
26.12.9	実施機関から不開示理由説明書を受理
26.12.11	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.8.10 (第464回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.3.7 (第483回審査会)	審議
28.5.25 (第489回審査会)	審議
28.7.15	答申